



平成26年2月26日

公立小・中学校における土曜日の授業について

三重県教育委員会

公立学校においては、平成14年度より、完全学校週5日制が実施されています。学校週5日制は、子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むため、実施されているものです。

他方、平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査の結果から、三重県の子どもたちは、学力、学習・生活状況において全般的に課題が見られることから、学校、家庭及び地域住民等が一層連携し、役割分担しながら、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、子どもたちの成長を社会全体で支えることが求められています。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力は、教育基本法にも規定されている重要な基本理念であり、平成24年度から本県でスタートした「みえの学力向上県民運動」においても、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、一体となって子どもたちの学びと育ちに関わることを重視しているところです。

このような中、国においては、学校週5日制のもと、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして土曜日の授業を捉え、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨がより明確になるよう、学校教育法施行規則の改正が行われました。

特に、土曜日においては、学校の教育活動に対して家庭や地域住民等の参画・協力が得やすいことから、多様な取組を推進し、学校の教育活動を一層充実させることができます。また、このことによって、地域に開かれた学校づくりや、子どもたちのコミュニケーション能力や規範意識等の醸成につながり、土曜日をより豊かで有意義なものとすることができます。さらに、土曜日の活用によって週時程の平準化を一部図ることで、平日における補充的な学習や発展的な学習を行うことなどにより、子どもたちへのきめ細かな指導が可能となることが考えられます。

各地域においては、これまでも、土曜日において子どもの学びと育ちに関わる様々な活動が展開されていますが、今回の改正を機に、各市町等教育委員会の主体的な判断により土曜日に授業を実施することも含め、土曜日を有効に活用し、学校・家庭・地域住民等の連携の下で、子どもたちの教育環境の充実につながる取組を一層充実していただきますようお願いいたします。

なお、公立小・中学校における土曜日の授業について、市町等教育委員会や関係機関等のご意見等を踏まえ、次のように取りまとめましたので、実施に当たっては適切に対応されるようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

各学校においては、家庭・地域住民等との連携のもと、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。

〔内 容〕

- 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業
 - ・ 地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業
 - ・ 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- 家庭、地域住民等への公開授業
 - ・ 公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業 等

実施回数は月 1 回程度が適当と考えられるが、実施に当たっては、以下に留意すること。

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週 5 日制の趣旨を踏まえること。
また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中に計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休業日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 教職員の時間外労働時間が増加することのないよう授業日の勤務体制に配慮すること。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めること。
- (6) 教職員の勤務については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき週休日の振替等を行うこと。
週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には、条例等に基づき適切に行うこと。
- (7) 実施状況を検証すること。